

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円・%)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
流動性貯金	53,843 (41.0)	56,523 (45.2)	2,680
定期性貯金	76,909 (58.6)	68,092 (54.5)	△8,817
その他の貯金	370 (0.3)	169 (0.1)	△201
計	131,122 (100.0)	124,946 (100.0)	△8,176
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	131,122 (100.0)	124,946 (100.0)	△8,176

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円・%)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
定期貯金	69,512 (100.0)	66,039 (100.0)	△3,472
うち固定金利定期	69,434 (99.8)	65,970 (99.8)	△3,463
うち変動金利定期	78 (0.1)	69 (0.1)	△8

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
手形貸付	28	30	2
証書貸付	13,613	14,670	1,057
当座貸越	197	220	23
割引手形	—	—	—
合 計	13,839	14,920	1,081

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円・%)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
固定金利貸出	7,306 (47.80)	7,086 (43.38)	△220
変動金利貸出	6,821 (44.63)	8,183 (50.09)	1,362
そ の 他	1,156 (7.56)	1,066 (6.52)	△90
合 計	15,283 (100.0)	16,335 (100.0)	1,052

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
貯金・定期積金等	190	152	△38
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	10	14	△4
小 計	200	167	△33
農業信用基金協会保証	7,154	7,617	463
そ の 他 保 証	2,277	3,562	1,285
小 計	9,431	11,179	1,748
信 用	5,652	5,156	△496
合 計	15,283	16,335	1,052

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円・%)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
設 備 資 金	11,670 (76.36)	13,045 (79.86)	1,375
運 転 資 金	3,613 (23.64)	3,290 (20.14)	△323
合 計	15,283 (100.00)	16,335 (100.00)	1,052

(注) () 内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円・%)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
農 業	1,515 (9.92)	1,415 (8.66)	△100
林 業	0 (—)	24 (0.14)	24
水 産 業	20 (0.14)	20 (0.12)	0
製 造 業	537 (3.52)	544 (3.33)	7
鉱 業	5 (0.04)	4 (0.02)	△1
建 設・不 動 産 業	565 (3.70)	624 (3.82)	59
電気・ガス・熱供給水道業	90 (0.59)	84 (0.51)	△6
運 輸 ・ 通 信 業	397 (2.60)	377 (2.30)	△20
金 融 ・ 保 険 業	1,320 (8.64)	855 (5.23)	△465
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,315 (8.61)	1,386 (8.48)	71
地 方 公 共 団 体	3,231 (21.15)	3,960 (24.24)	729
非 営 利 法 人	— (—)	— (—)	—
そ の 他	6,279 (41.09)	7,035 (43.06)	756
合 計	15,283 (100.00)	16,335 (100.00)	1,052

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
穀 作	109	121	12
野 菜 ・ 園 芸	103	97	△6
果 樹 ・ 樹 園 農 業	19	33	14
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	9	6	△3
そ の 他 農 業	635	638	3
合 計	877	898	11

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	14,913	16,014	1,101
農 業 制 度 資 金	370	321	△49
農 業 近 代 化 資 金	216	192	△24
そ の 他 制 度 資 金	154	129	△25
合 計	15,283	16,335	1,052

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	124	103	△21
そ の 他	29	25	△4
合 計	153	128	△25

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	30 年 度	元 年 度	増 減
破 綻 先 債 権 額	8	7	△1
延 滞 債 権 額	166	174	8
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	174	181	7

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円・%)

債権区分	30 年 度	元 年 度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	91	75
危険債権	81	106
要管理債権	—	0
小 計 (A)	172	181
保 全 額 (合計) (B)	172	173
担 保	122	134
保 証	14	14
引 当	36	33
保 全 率 (B/A)	100	100
正 常 債 権	15,141	13,270
合 計	15,314	13,451

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	30 年 度					元 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	52	53	—	52	53	53	7	—	53	7
個別貸倒引当金	47	56	1	46	36	36	33	5	31	33
合 計	100	89	1	99	89	89	40	5	84	40

⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	30 年 度	元 年 度
貸出金償却額	1	5

(3)内国為替取扱実績

(単位：件・千円)

種 類		30 年 度		元 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	97,491	126,392	102,347	131,333
	金 額	44,175,434	52,632,269	46,149,239	57,007,038
代金取立為替	件 数	1	1	—	—
	金 額	7,990	4,209	—	—
雑為替	件 数	6,587	4,670	6,615	4,681
	金 額	1,097,151	915,051	1,076,503	777,028
合 計	件 数	104,079	131,063	108,962	136,014
	金 額	45,280,577	53,551,530	47,225,743	57,784,067

(4)有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	30 年 度	元 年 度	増 減
国 債	2,728	2,253	△475
地 方 債	1,399	1,320	△79
政 府 保 証 債	699	699	0
金 融 債	326	—	△326
短 期 社 債	—	—	—
社 債	529	500	△29
株 式	—	—	—
公社債投資信託	2,000	958	△1,042
その他の証券	—	—	—
合 計	7,683	5,730	△1,951

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
平成 30 年度								
国 債	0	308	624	313	0	872	0	2,117
地 方 債	100	0	1,037	311	0	0	0	1,448
政府保証債	0	0	520	208	0	0	0	728
金 融 債	0	0	0	0	0	0	0	0
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	0	308	0	207	0	0	0	515
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	0	0	0	0	1,924	0	0	1,924
令和元年度								
国 債	100	409	722	0	0	2,897	0	4,129
地 方 債	0	0	1,338	0	0	0	0	1,338
政府保証債	—	—	721	—	—	—	—	721
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	100	203	205	0	0	0	0	509
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	0	0	0	0	0	0	0	0

(5)有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：千円)

	種 類	30 年 度			元 年 度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	2,117,850	2,002,155	115,694	4,129,920	4,004,765	125,154
	地方債	1,448,890	1,399,617	49,272	1,338,640	1,299,702	38,937
	政府保	728,480	699,912	28,567	721,910	699,931	21,978
	金融債	0	0	0	—	—	—
	社 債	515,510	500,000	15,510	509,860	500,000	9,860
	小 計	4,810,730	4,601,684	209,045	6,700,330	6,504,398	195,931
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	0	0	0	—	—	—
	政府保	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	公社債投信	1,924,360	2,000,000	△75,640	—	—	—
	小 計	1,924,360	2,000,000	△75,640	—	—	—
合 計		6,735,090	6,601,684	133,405	6,700,330	6,504,398	195,931

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1)長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：万円)

種 類		30 年 度		元 年 度	
		新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
生命総合共済	終 身 共 済	226,908	11,211,968	201,668	10,597,354
	定 期 生 命 共 済	—	9,770	2,140	10,410
	養 老 生 命 共 済	59,272	3,119,349	58,387	2,734,845
	う ち こ ど も 共 済	30,170	1,082,079	27,460	1,039,309
	医 療 共 済	3,850	201,500	4,900	190,245
	が ん 共 済	—	11,200	—	10,800
	定 期 医 療 共 済	—	105,710	—	96,940
	介 護 共 済	14,586	113,546	18,190	126,476
	年 金 共 済	—	2,140	—	2,140
建 物 更 生 共 済		3,906,642	20,899,030	3,278,002	21,531,083
合 計		4,211,259	35,674,215	3,563,288	35,300,295

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2)医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
医 療 共 済	138	2,897	126	2,944
が ん 共 済	24	290	33	318
定 期 医 療 共 済	—	164	—	153
合 計	163	3,352	160	3,416

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3)介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位：万円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
介 護 共 済	23,885	186,951	23,504	198,880
生活障害共済(一時金型)	8,600	8,600	8,410	17,010
生活障害共済(定期年金型)	510	510	1,960	2,470

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額を表示しています。

(4)年金共済の年金保有高

(単位：万円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	新 契 約 高	保 有 高	新 契 約 高	保 有 高
年 金 開 始 前	19,802	107,399	27,101	124,989
年 金 開 始 後	—	39,760	—	42,380
合 計	19,802	147,159	27,101	167,370

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5)短期共済新契約高

(単位：万円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	金額	掛金	金額	掛金
火 災 共 済	1,529,803	1,537	1,414,190	1,455
自 動 車 共 済		31,337		31,453
傷 害 共 済	5,570,300	330	5,268,950	319
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	1,200	7	1,200	7
賠償責任共済		70		68
自 賠 責 共 済		3,203		3,057
合 計		36,487		36,361

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1)買取購買品（生産資材関連）取扱実績

(単位：千円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥 料	439,604	60,605	432,820	62,839
農 薬	289,576	37,392	292,469	43,793
飼 料	3,308	423	3,453	439
生 産 資 材	497,933	50,253	511,753	51,347
農 業 機 械	311,892	38,906	351,539	43,447
自 動 車	148,002	12,162	144,115	11,122
燃 料	1,288,482	112,551	1,141,702	112,802
合 計	2,978,799	312,295	2,877,853	325,792

(2)受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米 穀	208,199	6,731	265,424	8,434
麦・豆・雑 穀	137,992	5,266	70,162	2,094
野 菜	2,339,246	47,379	2,004,233	40,450
果 実	405,737	8,212	308,630	6,229
花 き	22,241	456	14,895	305
畜 産 物	111,355	731	73,824	471
合 計	3,224,771	68,775	2,737,169	57,983

(3)買取販売品取扱実績

(単位：千円)

項 目	30 年 度	元 年 度
米 穀	2,061,212	2,047,137
合 計	2,061,212	2,047,137

(4)直売所事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 益	G W 直 売 所	159,110	135,455
	ながいき市場	—	104,919
	計	159,110	240,375
費 用	G W 直 売 所	151,491	133,226
	ながいき市場	—	124,368
	計	151,491	257,594

(5)保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収	保 管 料	34,610	29,137
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	11,741	8,941
益	計	46,351	38,078
費	倉 庫 材 料 費	14,773	19,634
	倉 庫 労 務 費	8,643	10,397
	そ の 他 の 費 用	6,406	5,807
用	計	29,823	35,838

(6)利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
ラ イ ス セ ン タ ー	27,436	8,715	26,896	9,945
水 稲 育 苗	43,575	15,068	46,224	12,800
種 子 生 産	8,151	△3,036	8,792	1,444
グ リ ー ン ウ ェ ー プ	201,028	39,774	187,847	24,712
野 菜 育 苗	69,366	9,026	68,050	8,737
長 ネ ギ 調 製	13,151	△3,368	10,200	△3,054
長 ネ ギ 結 束	9,775	3,346	6,234	1,823
玉 葱 機 械 選	3,703	△328	9,028	772
リ ー ス	14,126	13,756	12,625	12,251
合 計	390,315	82,953	375,899	69,430

4. 生活その他事業取扱実績

(1)買取購買品（生活資材関連）取扱実績

(単位：千円)

種 類	30 年 度		元 年 度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
食 品	107,533	16,732	101,053	15,622
生 活 資 材	173,178	16,453	170,376	16,393
L P ガ ス	45,086	15,766	40,806	8,419
セ レ モ ニ ー	355,620	83,108	463,649	106,227
合 計	681,419	132,061	775,886	146,663

(2)介護事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収	訪 問 介 護 収 益	24,760	17,065
	居 宅 介 護 支 援 収 益	1,123	—
	介 護 認 定 調 査 収 益	—	—
益	そ の 他	83	—
	計	25,966	17,065
費	介 護 労 務 費	21,371	11,751
	介 護 消 耗 備 品 費	810	702
	介 護 雑 費	1,300	685
用	そ の 他	—	—
	計	23,481	13,139

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
収 入	助 成 金	1,316	240
	農 政 活 動 資 金	1,423	1,365
	実 費 収 入	2,928	2,409
	計	5,668	4,014
支 出	営 農 改 善	6,038	7,052
	生 活 指 導	2,734	2,353
	農 政 活 動	1,467	1,411
	組 織 強 化	6,871	6,750
	教 育 情 報	13,301	10,642
	計	30,412	28,209

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	30 年 度	元 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.18	△0.06
資本経常利益率	6.24	4.33	△1.91
総資産当期純利益率	0.17	0.17	0
資本当期純利益率	4.50	4.09	△0.41

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		30 年 度	元 年 度	増 減
貯 貸 率	期 末	12.11	12.96	0.85
	期中平均	11.39	12.58	1.19
貯 証 率	期 末	5.34	5.31	△0.03
	期中平均	5.85	4.58	△1.27

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. その他経営諸指標

(単位：千円)

項 目		30 年 度	元 年 度
信用事業	一 職 員 当 たり 貯 金 残 高	578,552	608,694
	一 店 舗 当 たり 貯 金 残 高	12,612,439	12,599,975
	一 職 員 当 たり 貸 出 金 残 高	70,105	78,913
	一 店 舗 当 たり 貸 出 金 残 高	1,698,113	1,815,019
共 済 事 業	一 職 員 当 たり 長 期 共 済 保 有 高	1,636,431	1,705,328
	一 店 舗 当 たり 長 期 共 済 保 有 高	35,674,215	35,300,295
経 済 事 業	一 職 員 当 たり 購 買 品 取 扱 高	16,789	17,650
	一 店 舗 当 たり 購 買 品 取 扱 高	366,021	365,373
	一 職 員 当 たり 販 売 品 取 扱 高	25,035	25,156

- (注) 職員一人当たりの残高：平成30年218人、令和元年207人で算出しています。
一店舗当たりの残高（平成30年度、令和元年度共に、店舗数に変更はありません）

貯金残高……………10店舗で算出しています。（本所を含む）
貸出金残高……………9店舗で算出しています。（本店を含む）
長期共済保有高……………10店舗で算出しています。（本所を含む）
購買品供給高……………10店舗で算出しています。（本所を含む）

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円・%)

項 目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,005,281	4,619,553	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,335,501	2,072,691	
うち、再評価積立金の額	0	0	
うち、利益剰余金の額	2,803,478	2,581,890	
うち、外部流出予定額 (△)	27,760	25,955	
うち、上記以外に該当するものの額	△6,050	△9,073	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,277	53,172	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,277	53,172	
うち、適格引当金コア資本算入額	0	0	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
うち、回転出資金の額	0	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	414,845	497,814	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,427,404	5,170,540	
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10,662	12,980	3,245
うち、のれんに係るものの額	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10,662	12,980	3,245
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0	0
適格引当金不足額	0	0	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,662	12,980	
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,416,741	5,157,559	
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	44,072,714	38,728,055	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,843,757	△766,904	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)		3,245	
うち、繰延税金資産		0	
うち、前払年金費用		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	2,613,907	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	1,843,757	1,843,757	
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,233,636	4,312,389	
信用リスク・アセット調整額	0	0	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	48,306,351	43,040,444	
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.21	11.98	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	30 年 度			元 年 度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己資本額 b=a × 4%
現金	536,586	0	0	684,550	0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	3,924,122	0	0	4,008,387	0	0
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0	0	0	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	4,642,201	0	0	4,518,744	0	0
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	0	0	0	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	701,362	0	0	701,381	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	105,356,824	21,071,364	842,854	102,749,692	20,549,938	821,997
法人等向け	233,046	229,625	9,185	204,393	201,686	8,067
中小企業等向け及び個人向け	775,897	435,771	17,430	1,102,411	708,643	28,345
抵当権付住宅ローン	286,961	98,309	3,932	217,407	75,282	3,011
不動産取得等事業向け	33,988	33,988	1,359	30,312	30,312	1,212
三月以上延滞等	880,980	1,199,956	47,998	815,732	1,136,890	45,475
取立未済手形	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等保証付	7,162,026	704,086	28,163	763,494	751,739	30,069
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	0	0	0	0	0	0
共済約款貸付	41,295	0	0	50,000	0	0
出資等	319,153	319,153	12,766	319,153	319,153	12,766
(うち出資等のエクスポージャー)	(319,153)	(319,153)	(12,766)	(319,153)	(319,153)	(12,766)
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
上記以外	2,424,413	2,422,757	96,910	3,253,565	3,253,491	130,139
他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	0	0	0	17,835	44,589	1,783
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	134,048,324	38,728,055	1,549,122	134,190,887	44,072,714	1,762,908
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0	0	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	134,048,324	38,728,055	1,549,122	134,190,887	44,072,714	1,762,908
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a × 4%		a	b=a × 4%	
	4,312,389	172,495		4,233,636	169,345	
所要自己資本額計	リスク・アセット 等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット 等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b=a × 4%		a	b=a × 4%	
	43,040,444	1,721,617		48,306,351	1,932,254	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（単位：百万円）

	30年度					元年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	134,048	15,949	4,611	—	873	134,190	16,951	6,514	—	815
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	134,048	15,949	4,611	—	873	134,190	16,951	6,514	—	815
農 業	387	250	—	—	—	370	233	—	—	—
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法 電 気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人 運 輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	109,700	1,114	501	—	—	107,736	664	501	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—
日本国政府・地方公共団体	6,648	3,240	4,109	—	—	4,008	—	4,008	—	—
上 記 以 外	2,704	12	—	—	—	5,228	3,222	2,004	—	—
個 人	10,750	10,557	—	—	—	12,229	12,060	—	—	232
そ の 他	3,853	774	—	—	—	84	84	—	—	—
業種別残高計	134,048	15,949	4,611	—	—	134,190	16,951	6,514	—	—
1 年 以 下	104,704	241	100	—		102,587	100	100	—	
1年超3年以下	1,038	433	601	—		1,003	401	601	—	
3年超5年以下	2,694	591	2,103	—		3,863	958	2,905	—	
5年超7年以下	2,409	1,407	1,001	—		852	852	—	—	
7年超10年以下	2,880	955	—	—		1,009	1,009	—	—	
10 年 超	11,099	10,295	804	—		14,465	11,657	2,807	—	
期限の定めのないもの	9,220	2,023	—	—		5,878	1,285	—	—	
残存期間別残高計	134,048	15,949	4,611	—		134,190	16,951	6,514	—	
平均残高計	130,969	15,528	5,674	—		124,644	16,281	4,786	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	30年度					元年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	52	53	—	52	53	53	7	—	53	7
個別貸倒引当金	47	36	1	46	36	36	33	5	31	33

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		30年度						元年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		47	36	1	46	36		36	33	5	31	33	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地 域 別 計		47	36	1	46	36		36	33	4	31	33	
法 人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		47	36	1	46	36	48	36	33	5	31	33	45
業 種 別 計		47	36	1	46	36	48	36	33	5	31	33	45

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高（単位：百万円）

		30 年度			元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0 %	—	9,159	9,159	—	9,211	9,211
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10 %	—	7,863	7,863	—	8,324	8,324
	リスク・ウェイト 20 %	—	105,356	105,356	—	102,749	102,749
	リスク・ウェイト 35 %	—	286	286	—	217	217
	リスク・ウェイト 50 %	—	7	7	—	—	—
	リスク・ウェイト 75 %	—	775	775	—	1,102	1,102
	リスク・ウェイト 100 %	—	8,503	8,503	—	8,905	8,905
	リスク・ウェイト 150 %	—	711	711	—	696	696
	リスク・ウェイト 200 %	—	2,449	2,449	—	—	—
	リスク・ウェイト 250 %	—	792	792	—	4,826	4,826
	その他	—	—	—	—	10	10
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	135,908	135,908	—	136,045	136,045

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
- なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区 分	30 年度			元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	701	—	—	701	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	26	—	—	19	—	—
抵当権住宅ローン	0	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	27	701	—	19	701	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	30 年度		元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	3,373	3,373	4,463	4,463
合 計	3,373	3,373	4,463	4,463

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

30 年度			元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

30 年度		元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

30 年度		元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	30 年度	元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に1%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	468		40	
2	下方パラレルシフト	—		—	
3	スティープ化	734		—	
4	フラット化	—		—	
5	短期金利上昇	—		—	
6	短期金利低下	—		—	
7	最大値	734		40	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,417			

【役員等の報酬体系】

1. 役員

① 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

② 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	52,284	17,659

（注1）対象役員は、理事30名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

③ 対象役員の報酬等の決定等について

(1) 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員9人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

(2) 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注1）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、令和元年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）令和元年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。